

## 第17回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年11月22日（月）午後1時30分  
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

### 次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

(1) 報告第1号 農地法第4条の規定による許可について

(2) 報告第2号 農地法第5条の規定による許可について

(2) 議案第1号 農用地利用集積計画について

(3) 議案第2号 農地法第3条買受適格証明願について

(4) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

(5) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

(6) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

(7) 議案第6号 非農地証明願について

5 出席委員（16名）（法律第27条第3項規定）

1番 津久井 勝之

2番 笹沼 保治

4番 瀧田 歌子

5番 佐藤 孝

6番 唐橋 洋子

7番 助川 悦夫

8番 阿見 芳

9番 高瀬 隆至

10番 郡司 裕一

11番 屋代 幸子

12番 森 隆道

13番 荒井 一夫

14番 越沼 良

15番 鈴木 賢一

16番 相馬 和恵

17番 木村 光一

6 欠席委員（1名） 3番 秋本 則夫

7 参加した農地利用最適化推進委員（8名）

金田地区：阿久津 功 小針 貞夫 吉際 昇 佐藤 貞男

藤田 一義 熊田 幸雄 引地 卓人

川西地区：石井 久夫

8 本会に出席した職員

(1) 農業委員会事務局長 宇津野 豊

(2) 総括主幹兼農業振興係長 伊藤 甲文

(3) 総括主幹兼農地調整係長 菊池 貞浩

(4) 農地調整係主査 松本 武久

(5) 農地調整係主事 長谷川 慎弥

(6) 農政課農政係主査 菊池 琴乃

9 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

事務局（宇津野 豊） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長（荒井 一夫） <あいさつ>

ただ今の出席委員は16名であり、定足数を満たしております。また、今月は金田地区ほかの推進委員が出席しております。ただいまから第17回農業委員会総会を開催いたします。

それでは議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、16番相馬委員、17番木村委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の伊藤係長にお願いいたします。

それでは議事に入ります。

報告第1号「農地法第4条の規定による許可について」を上程します。報告件数は2件です。事務局から説明を願います。

事務局（長谷川慎弥） <総会資料説明 4～5 ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） 推進委員から何かございますか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。報告件数は1件です。事務局から説明を願います。

事務局（長谷川慎弥） <総会資料説明 6 ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） 推進委員から何かございますか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

次に議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（菊池 琴乃） <総会資料説明 7～11ページ>

利用権設定等促進事業 計 32件

農地中間管理機構特例事業 計 5件

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 推進委員からの意見はございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑等がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号は原案のとおり承認することといたします。

次に議案第2号「農地法第3条買受適格証明願について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (長谷川慎弥) <総会資料説明 12ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員 (相馬 和恵) 去る11月17日に事務局とともに現地調査班第3班の助川委員、郡司委員、笹沼委員と相馬の4名で現地調査を行いましたので、代表いたしましてその調査結果をご報告いたします。

申請地は、水田として営農されており、願出人1、2のいずれも3条許可要件を満たしておりますので、何ら問題ないものと思われます。以上ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 推進委員からの意見はございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり証明することといたします。

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は4件です。事務局から説明を願います。

事務局 (菊池 貞浩) <総会資料説明 13ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員（相馬 和恵） ただ今の農地法第3条の規定による許可申請4件について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題はないと思われます。以上ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 推進委員からの意見はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（松本 武久） <総会資料説明 14 ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員（相馬 和恵） 調査結果についてご報告いたします。

本件は、現地は適正に管理されております。議案第5号の番号2と同一目的の土地利用をするという申請です。用途地域内で、周辺農地への影響もないことから、許可することに何ら問題はないと思われます。以上ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 推進委員からの意見はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第4号は、原案のとおり許可することといたします。

次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は8件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明 15～22 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員 (相馬 和恵) 調査結果についてご報告いたします。

番号1ですが、現地は田んぼとして耕作されているようです。南側を除く3方向を宅地に囲まれ、周辺農地への影響もないと推測いたします。よって許可することに何ら問題はないと思われます。

番号2番ですが、現地は管理されております。議案第4号の番号1と同様、用途地域内で、周辺農地への影響もないことから、許可することに何ら問題はないと思われます。

番号3ですが、現地は適正に管理されております。北に水路を挟んで宅地、南に山林、西が道路であり、周辺農地への影響もないことから、許可することに何ら問題はないと思われます。

番号4番です。4番1は河川の一部となっており非農地証明も可能な農地です。残る3筆の現地は適正に管理されております。事務局の説明のとおり、建物はありません。すでに取り壊されて平地になっております。植樹をされるということですが、周辺の農地もなく影響はないと判断しました。4番1については、始末書が添付されており、許可することに何ら問題はないと思ひます。

番号5ですが、現地は適正に管理されております。北側を除く3方向を宅地に囲まれ、周辺農地への影響も少ないと判断します。事務局から説明がありましたが、総会資料の案内図では、申請地に道路がかかり、道路使用ができなくなるのでは、と勘違いされる方もいるかもしれませんが、提出されている土地利用計画書を確認しますと、既存道路はそのまま残り、周辺宅地や農地への進入には問題はないと判断いたしました。よって許可することに問題はないと思われます。

また、この現地を確認したときですが、普通であれば、測量杭や測量目印旗が打ってあり、それを目安に現地確認を行います。この申請地はずいぶん前に測量したようで、目安となるものを探すのが困難でした。できれば事務局で申請者に現地調査が入ることを説明して、前もって杭や目印となるものがきちんとすぐにわかるように再度確認をお願いしたいということをお伝えいただきたいというお願いであります。

番号6ですが、すでに庭として使用されております。始末書が添付され

ており、用途地域内で、周辺農地への影響もないことから、許可することに何ら問題はないと思われま

す。番号7ですが、現地は適正に管理されています。用途地域内で、周辺農地もないことから、許可することに何ら問題はないと思われま

す。番号8ですが、現地は適正に管理されています。案内図をご覧ください。東側が農地のようになっていますが、すでに宅地分譲として農地転用の許可がなされています。北側と西側には農地が残っています。用途地域内で、周辺農地への影響も少ないことから、許可することに何ら問題はないと思われま

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) 佐藤委員どうぞ。

佐藤 孝委員 5番の佐藤です。17ページ、番号3番の案内図の拡大図ですが、2721番4の地番表記がありません。これは図で一番大きい面積のところ

に地番が振られていないので、ここがそうなのかなと推測できますが、今後の表記の際にはお願いします。

もう1点ですが、18ページ、番号4です。私の勉強不足かもしれませんが、宗教法人が農地を取得することができるかどうかについてお尋ね

議 長 (荒井 一夫) 事務局で回答願います。  
事務局 (松本 武久) 2点について回答いたします。番号3番の案内図の地番表記もれについては、大変申し訳ございませんでした。地番表記がぬけている最も面積が大きい農地が2721番4になります。

次に番号4についてですが、農地取得ということについては、取得できる法人は限られております。今回の場合はあくまで農地ではなく、地目を山林に変えて取得いたします。農地法上、適正な申請になっておりますのでご了解いただけますようお願いいたします。

また、相馬委員の報告にありました現地確認の際の申請人への事前連絡対応ですが、今後は現地調査の日程等も申請人に伝えるなどの対応を検討していきます。今回は大変申し訳ございませんでした。

議 長 (荒井 一夫) そのほか、ございますか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 推進委員からの意見はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) それではほかに質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号1番から6番は原案のとおり許可することとし、また、7番及び8番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第5号については、申請番号1番から6番は原案のとおり許可することといたします。また、7番及び8番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとします。

次に議案第6号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数は4件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明 23～26 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。相馬委員。

現地調査担当委員 (相馬 和恵) 調査結果についてご報告いたします。

番号1ですが、現地は宅地として利用されており、農地として利用した形跡も見られない状態であり、証明することに支障は無いと見てまいりました。

番号2の申請地ですが、現地は更地になっており何もありません。農地として利用した形跡も見られない状態で、証明することに支障はないと見てまいりました。

番号3の申請地は、進入路として管理されています。農地として利用した形跡も見られない状態で、証明することに支障はないと見てまいりました。

番号4の申請地は現在更地となっており、ごくわずかな土地です。状況確認の結果、証明することに支障はないと見てまいりました。以上ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 推進委員からの意見はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第6号は原案のとおり証明することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。  
次にその他に入ります。農業委員、推進委員の皆様からご意見、ご要望等ありましたらお願いします。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 皆さまからないので、以上をもちまして第17回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時11分 閉会